

鳥取県告示第 941 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下西谷字黒谷奥485、486、487の1、487の4、487の5、488、大字下畑字大平654から656まで、656の1、656の2、658から660まで、664、664の1、664の2、664の5から664の11まで、宇座性平670の1、671の1（次の図に示す部分に限る。）、671の2、671の10、字小代路673の1・673の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、673の4、673の5、673の31から673の34まで、673の48、字谷ノ奥683、字一ノ奥701の1、701の17、702の1、702の49から702の51まで、字下大杉703の1から703の6まで、字上大杉704の7（次の図に示す部分に限る。）、704の14から704の18まで、704の19（次の図に示す部分に限る。）、704の20、字郡家743、744、字平内谷768の1、768の2、769、780の1、780の2、783の1、783の2、783の5、783の6、783の8から783の12まで、784の1、784の5から784の8まで、字猿ガ才786の1、大字田代字四十曲り谷696の4、696の5、字橋ノ谷698、699の1（次の図に示す部分に限る。）、699の2から699の9まで、699の11・699の12（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、699の13、699の14、699の17、字高丸700の22、700の31（次の図に示す部分に限る。）、700の33、700の34、大字穴鴨字大平ル1369の1、1369の11から1369の44まで、字仲畑1372の1、1372の2、1372の4、1372の6から1372の70まで、1373、字水原1375の1、1375の2（次の図に示す部分に限る。）、1375の3から1375の48まで、1375の49から1375の52まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1375の53から1375の113まで、字大谷1398の1、1398の16（次の図に示す部分に限る。）、1398の17、1398の18、1398の19（次の図に示す部分に限る。）、1398の21から1398の41まで、1398の42から1398の44まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1398の45、1398の46から1398の48まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1398の49から1398の96まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）